

令和6年度 シルバー人材センター等への発注見通し及び契約の締結状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及びさつま町契約規則第24条第2項の規定に基づき、次のとおり発注見通し及び契約の締結状況を公表します。

令和6年4月22日 公表

番号	業務委託等の名称	履行場所	履行期間	業務委託の概要	契約の方法	契約締結の 時期(予定)	契約の相手方の選定基準及び決定方法	契約状況	担当課
1	令和6年度支所等管理業務委託	さつま町 神子 地内ほか	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	鶴田支所, 鶴田中央公民館, 薩摩支所, 文化センター, 宮之城総合体育館等の管理, やすらぎ苑の受付	随意契約	令和6年4月1日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・見積書の徴取による見積額が予定価格の範囲内であること。	契約済	財政課 社会教育課
2	令和6年度虎居地区公民館及び屋地学習館開閉管理業務委託	さつま町 西新町 地内ほか	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	虎居地区公民館, 屋地学習館の施設開閉管理等	随意契約	令和6年4月1日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・見積書の徴取による見積額が予定価格の範囲内であること。	契約済	社会教育課
3	令和6年度宮之城保健センター開閉管理業務委託	さつま町 宮之城屋地 地内	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	宮之城保健センターの施設開閉管理業務等	随意契約	令和6年4月1日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・見積書の徴取による見積額が予定価格の範囲内であること。	契約済	ほけん福祉課
4	令和6年度地区体育館管理業務委託	さつま町 泊野 地内ほか	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	閉校になった小学校の体育館の申請書受付・許可書発行等の事務処理, 管理及び清掃	随意契約	令和6年4月1日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・見積書の徴取による見積額が予定価格の範囲内であること。	契約済	社会教育課
5	令和6年度庁舎等清掃業務委託	さつま町 宮之城屋地 地内ほか	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	本庁, 鶴田支所, 薩摩支所, 屋地学習館等の清掃	随意契約	令和6年4月1日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・見積書の徴取による見積額が予定価格の範囲内であること。	契約済	財政課 社会教育課 ほけん福祉課
6	令和6年度宗功寺公園トイレ清掃業務委託	さつま町 虎居 地内	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	宗功寺公園トイレの清掃	随意契約	令和6年4月1日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・見積書の徴取による見積額が予定価格の範囲内であること。	契約済	さつまPR課
7	令和6年度紫尾山頂公園トイレ清掃業務委託	さつま町 平川 地内	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	紫尾山頂公園トイレの清掃	随意契約	令和6年4月1日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・見積書の徴取による見積額が予定価格の範囲内であること。	契約済	さつまPR課

令和6年度 シルバー人材センター等への発注見通し及び契約の締結状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及びさつま町契約規則第24条第2項の規定に基づき、次のとおり発注見通し及び契約の締結状況を公表します。

令和6年4月22日 公表

番号	業務委託等の名称	履行場所	履行期間	業務委託の概要	契約の方法	契約締結の 時期(予定)	契約の相手方の選定基準及び決定方法	契約状況	担当課
8	令和6年度宮之城鉄道記念館トイレ清掃業務委託	さつま町宮之城屋地 地内	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	宮之城鉄道記念館トイレの清掃	随意契約	令和6年4月1日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。	契約済	さつまPR課
9	令和6年度旧健康ふれあい公園トイレ清掃業務委託	さつま町 神子 地内	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	健康ふれあい公園トイレの清掃	随意契約	令和6年4月1日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。	契約済	さつまPR課
10	令和6年度公共施設清掃管理業務委託	さつま町内一 円	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	町内の公共施設の除草、剪定等業務	随意契約	令和6年4月1日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。	契約済	財政課
11	令和6年度マイクロバス運行業務	さつま町宮之城屋地 地内ほか	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	マイクロバスの運行	随意契約	令和6年4月1日	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。	契約済	財政課